



手続き・申請

小児マル福をご存知ですか

伊奈庁舎国保年金課 (内線4406)

外来診療は中学生まで、入院は18歳まで助成します

小児マル福制度は市に住所があり、各種健康保険に加入している0歳～18歳までの方が対象で、健康保険を使用して受診した場合の自己負担分を助成する制度です。

■外来受診時

健康保険証・マル福受給者証を窓口にて提示して、医療機関とともにマル福外来自己負担金(1日最大600円・月最大2回)をお支払いください。3回目以降の自己負担はありません。

■調剤薬局では

健康保険証・マル福受給者証を窓口にて提示してください。自己負担分は助成されるため、お支払いはありません。

■入院時は

健康保険証・マル福受給者証を窓口にて提示して、医療機関とともにマル福入院自己負担金(医

療機関ごとに1日最大300円・月最大3000円)をお支払いください。

※中学校卒業後から18歳までの方に受給者証は発行していませんので、事前に国保年金課へ申請するか、医療機関へ健康保険自己負担分を支払ってからの後日返金手続きをしてください。

■茨城県外の医療機関では

他県ではマル福受給者証は使



募 集

素敵な出会いをさがしませんか

伊奈庁舎地域推進課 (内線1301)

令和3年4月から、いばらき出会いサポートセンターのマッチングシステムが、一層便利に使いやすくなりリニューアルされました。新システムでは、スマートフォンなどからお相手検索やお見合い申し込みができ、相性の良いお相手をAI(人工知能)が紹介します。令和3年3月から新規入会の受け付けが開始されるので、ぜひ、ご活用ください(登録料1万1000円、登録期間2年間)。詳しくは、い

ばらき出会いサポートセンターのホームページをご覧ください。こちらからアクセス



こちらからアクセス

用できません。医療機関窓口にて健康保険証を提示し、健康保険自己負担分をお支払いください。

その際は必ず領収書を受領し、国保年金課で返金手続きをしてください。

■返金手続き

マル福自己負担分を差し引いてお返しします。国保年金課に次のものをご用意の上、返金手続きをお願いします。

▼持参するもの 医療機関の領収書、マル福受給者証、認印、口座番号のわかるもの



子育て

子どもの予防接種 助成手続きはお済みですか

健康増進課(保健福祉センター内) ☎0297・25・2100

助成申請期限にご注意を

子どもの任意予防接種(小児季節性インフルエンザ・おたふくかぜ)助成対象者で、次の接種期間中に「市任意予防接種協力医療機関」以外で接種を受けた方については、償還払い制度が適用されます。

■接種期間

○小児季節性インフルエンザ予防接種は令和2年10月1日～令和3年1月31日
○おたふくかぜ予防接種は令和2年4月1日～令和3年3月31日

助成を希望する方は、3月31日(水)までに、次の①～③を持参の上、健康増進課窓口または郵送で申請してください。

- ①接種額が証明できる領収書
- ②接種したことが証明できるもの(母子健康手帳など)
- ③印鑑

※郵送申請の場合は令和3年3月31日(水)の消印有効。詳しくは健康増進課へお問い合わせください。

※対象者など、助成内容の詳細については、広報つくばみらい10月号または市のホームページをご覧ください。



お知らせ

防災行政無線の情報伝達方法を拡充

伊奈庁舎防災課 (内線2502)

現在、防災行政無線の放送を別の方法でも確保するため、次のものを運用しています。

○登録制メール配信サービス
○防災無線テレホンサービス

☎0297・47・6377

令和3年4月からは、それらに加えて、次の情報伝達方法を拡充します。

○スマートフォンアプリ
○スマートスピーカー(グーグルホーム、アレクサ)
○電話による配信(※対象は、携帯電話をお持ちでない世帯)
○FAXによる配信(※対象は、聴覚に障がいがある方)
利用方法は、準備が整い次第、お知らせします。